

尾道市水道局災害時支援協力員登録要領を次のように定める。

平成 28 年 3 月 8 日

尾道市長 平 谷 祐 宏

## 尾道市水道局災害時支援協力員登録要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、尾道市水道局災害時支援協力員制度実施要綱（平成 28 年 4 月 1 日制定）第 5 条の規定に基づき、尾道市水道局災害時支援協力員（以下「支援協力員」という。）の登録に関し必要な事項を定める。

(事務局)

第 2 条 災害時支援協力員の登録に関する事務局は、尾道市水道局（以下「水道局」という。）庶務課庶務係とする。

(登録申込資格)

第 3 条 支援協力員の登録申込者は、次に掲げる要件をすべて満たす者でなければならない。

(1) 登録申込をする日の属する年の 4 月 1 日現在 75 歳未満であって、水道局に勤務していた経験を有し、水道事業に関する知識を有する者

(2) 健康で支援協力員としての活動に支障のない者

(登録方法)

第 4 条 支援協力員として登録を希望する者は、尾道市水道局災害時支援協力員登録申込書（別記様式第 1 号。以下「申込書」という。）に必要事項を記入の上、水道局に持参又は郵送で提出するものとする。

2 水道局は、前項の規定による申込みのあった者のうち、前条に規定する申込資格を満たし、支援協力員として適格と判断される者（以下「登録者」という。）を支援協力員として登録し、尾道市水道局災害時支援

協力員登録証（別記様式第2号。以下「登録証」という。）を発行する。

- 3 水道局は、災害時の連絡等に活用するため、尾道市水道局災害時支援協力員登録台帳（別記様式第3号）を作成する。

（登録の有効期限）

- 第5条 登録の有効期限は、支援協力員が満75歳に達した日以後における最初の3月31日とする。

（登録の変更・取消等）

- 第6条 登録者は、申込書の記載事項に変更があった場合は、速やかに尾道市水道局災害時支援協力員登録変更届（別記様式第4号）を水道局に提出するものとする。

- 2 登録者は、登録証を汚損し、又は亡失した場合は、尾道市水道局災害時支援協力員登録証再交付申請書（別記様式第5号）を水道局に届け出なければならない。

- 3 登録者は、登録の取消しを希望する場合は、尾道市水道局災害時支援協力員登録辞退届（別記様式第6号）及び登録証を水道局に返還するものとする。

- 4 登録者は、登録の有効期間が満了した場合は、登録証を水道局へ返還するものとする。

（登録の抹消）

- 第7条 水道局は、登録者が活動時に所属長の指揮命令に従わない等の支援協力員として不適格と認められる事実があった場合は、登録を抹消することができる。この場合において、当該登録を抹消された者は、登録証を水道局へ返還するものとする。

付 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。